

申請しまししょう ぜん息医療費無料になります



東京で、ぜん息医療費無料の制度が始まりました。

昨年8月から実施されています。

この制度は、年齢制限も収入制限もありません。都内に1年以上居住するぜん息患者であれば誰もが、くすり代や入院費なども含めて、自己負担なしで治療を受けることができます。

しかし、まだまだ多くのぜん息患者の方々に知られていません。知らせ合いましょう。申請しまししょう。

一人も もれなく 医療助成の申請を

制度のあらまし

【対象者は】

東京都内に1年以上居住する気管支ぜん息患者。ただし喫煙者は、これを機に禁煙することが条件（申請書の誓約書に署名捺印を）

【すべてのぜん息患者が】

この制度は、大気汚染によって健康を侵された人への救済を目的にするものですが、各患者さんの発病した原因が何かということは一切問題にされません。アレルギー性のぜん息であっても、東京の大気汚染が、症状に悪影響を及ぼしていることは否定できないので、広く救済する必要があるとの考え方に立った制度です。

【申請手続きは】

「認定申請書」をお住まいの区市町村窓口に出す。主治医の診療報告書と住民票・健康保険証のコピーなどを添付します。認定を受けると医療券が送られてきます。これを受診の時に窓口で提示します。

【被告の拠出で】

医療助成の財源は、東京大気汚染公害裁判の被告となった、国・東京都・首都高速道路会社・トヨタ自動車メーカー7社が拠出しています。

東京大気裁判で勝ち取った大きな成果

このぜん息医療費無料制度は、

東京大気汚染公害裁判の全面和解の条件として制定されたものです。十一年にわたって裁判をたたかってきた原告患者や大勢の支援のみなさんの運動の成果です。

ただし、この制度は5年後に「見直し」をするものと定められていますが、被告らが今回拠出する財源もこの5年分とされています。運動で実現させた制度ですから、運動がなくなつたらつぶされてしまいます。制度を守り継続させるために、一人ももれることなく申請することが大切です。また、「公害患者と家族の会」に加わっていただくことも制度を守る力です。ご入会をよびかけます。



東京公害患者と家族の会 東京あおぞら連絡会

東京都文京区小石川5-33-7 マツモトビル2階
電話 03-5802-2170 FAX 03-5802-2377
ぜん息110番 03-5840-8446
ホームページ: <http://www.t-kougai-kanjakai.jp/>